



2026

1

January

2

February



地域のみなさまへ

当社は、現在、浜岡原子力発電所3号機・4号機について、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査を受けております。昨年5月から原子力規制庁による当社の基準地震動の策定に関する調査への対応を行ってきたところ、このたび、浜岡原子力発電所の地震動評価における代表波選定が、審査会合での当社による説明内容と異なる方法や意図的な方法で実施されていた疑いがあることが確認されました。

本事案により、地域の皆さんに多大なるご心配とご迷惑をおかけしていますことを、心より深くお詫び申し上げます。

本事案は、地域の皆さんからの当社原子力事業に対する信頼を失墜させ、事業の根幹を揺るがしかねない事案であると極めて深刻に受け止めております。当社は、透明性・公正性を確保して事実関係および原因の調査、再発防止策の検討等を行うため、当社から独立した外部専門家のみで構成する第三者委員会を設置しました。現在、第三者委員会において調査が進められており、当社はその調査に全面的に協力してまいります。

また、経済産業省および原子力規制委員会から、本事案に関する事実関係および経緯、対応状況、本事案の原因、再発防止策等についての報告徴収を受領しました。これらの命令にも厳正に対応してまいります。

このたびは、このような事案を発生させてしまい、重ねて深くお詫び申し上げます。

原子力本部長 豊田 哲也

当社プレスリリース（2026年1月5日）

浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における 基準地震動策定に係る不適切事案について

1 本事案の概要

（1）審査会合での説明内容

当社は、2019年1月の審査会合において、基準地震動の策定にあたり、「統計的グリーン関数法（注）」を用いた地震動の評価について、計算条件の異なる「20組の地震動」を計算し、それらの「平均に最も近い波を代表波」として選定する方法を用いる旨を説明していました。

（注）統計的グリーン関数法とは、小地震の地震動を用いて、大地震の地震動を計算する方法の一つであり、小地震の地震動を多数の地震観測記録から統計的に把握されている地震の特性に基づいて作成し、地震動を計算するものです。

小地震の地震動を用いて、大地震の地震動を計算するにあたっては、特定の計算条件で実際には生じえない地震動が計算されることがあるため、計算条件の異なる複数の地震動を計算し、その中から代表波として選定する方法が用いられています。

（2）実際に実施されていた方法

2018年以前から、「20組の地震動とその代表波」のセットを一つではなく多数作成し、その中から当社が「一つのセットの代表波」を選定（方法①）していました。

また、2018年頃以降、意図的に「平均に最も近い波ではないものを代表波」として選定したうえで、当該代表波が20組の平均に最も近くなるように、残りの19組を選定し、「20組の地震動とその代表波」のセットを作成（方法②）していました。

2 第三者委員会の設置

（1）委員会の構成

委員長	高嶋 智光(たかしま のりみつ)	弁護士 (T & K 法律事務所)
委員	角谷 直紀(かどたに なおき)	弁護士 (T & K 法律事務所)
委員	森川 久範(もりかわ ひさのり)	弁護士 (TMI 総合法律事務所)

上記各委員とも当社との間に利害関係はなく、第三者委員会の独立性・中立性が阻害される要因はございません。当社としても、第三者委員会による調査の独立性・中立性および実効性が確実に担保されるよう、当該調査に全面的に協力してまいります。また、第三者委員会では、地震動関係の専門家・有識者をアドバイザーとして起用する予定です。

（2）委嘱事項の概要

- 本事案に係る事実関係の調査・認定、それに基づく評価・原因分析、再発防止策の提言
- その他、調査が必要と認められた事項

詳細についてはこちら
からご覧いただけます



以上

経済産業大臣からの電気事業法第106条第3項の規定に基づく 報告徴収の受領（2026年1月5日）

当社は、経済産業大臣から、原子力規制委員会による原子炉等規制法に基づく浜岡原子力発電所3号機・4号機の新規制基準適合性確認審査において、浜岡原子力発電所の地震動の評価を不適切な方法で実施していた事案（以下「本事案」）が確認されたとして、電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収を受領しました。このような事案を発生させたことについて心より深くお詫び申しあげます。今後、報告徴収に適切に対応してまいります。

報告徴収の概要

- 1 本事案に関する事実関係及び経緯、対応状況
- 2 本事案の原因及び再発防止策
- 3 他の類似事案の有無
- 4 上記について2026年4月6日までに報告すること

経済産業省の公表はこちら
からご覧いただけます



原子力規制委員会からの核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく 報告徴収の受領（2026年1月14日）

当社は、原子力規制委員会から、当社が2026年1月5日に公表した「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案について」を受け、本事案について事実関係および原因等の詳細な調査を行うためとして、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告徴収を受領しました。このような事案を発生させたことについて心より深くお詫び申しあげます。今後、報告徴収に適切に対応してまいります。

報告徴収の概要

- 1 本事案の事実関係および経緯
- 2 本事案の直接的原因および根本的原因
- 3 当社が設置した第三者委員会による調査結果（事実関係および原因の調査並びに再発防止策の検討を含む）
- 4 本事案の確認された設置変更許可申請に係る同様の事案の調査結果（同様の事案が確認された場合はそれらの事実関係、経緯、直接的原因および根本的原因を含む）
- 5 2から4までをもって特定した内容を踏まえた是正措置（組織的な改善に係る再発防止策を含む）
- 6 1については2026年3月31日までに、2から5についてはその内容が取りまとまり次第遅滞なく報告すること

【補足】今後の原子力規制委員会の対応方針(委員会了承事項)

- ①新規制基準適合性に係る設置変更許可申請の取り扱い

審査会合、ヒアリング、面談等は実施しない

- ②中部電力に対する原子力規制検査

基本検査として、審査資料作成作業に係る品質管理に対する保安規定の遵守状況を確認する

原子力規制委員会の公表は
こちらからご覧いただけます



発電所の状況



敷地面積：1.6km²
中部電力従業員数:706人
協力会社従業員数:2,179人

号機（定格電気出力）	運転状況	発電所の観察者数
1号機	廃止措置中（原子炉領域解体中）	1,138人（12月）
2号機	廃止措置中（原子炉領域解体中）	10,586人（今年度）
3号機（110万kW）	点検停止中（2010.11.29～）	原子力館の来場者数
4号機（113.7万kW）	点検停止中（2012.1.25～）	6,956人（12月）
5号機（138万kW）	点検停止中（2012.3.22～）	89,045人（今年度）



浜岡原子力館 ユウユウシアター情報

上映期間 2月1日～2月28日

休館日 2月16日

すみっこぐらし ひろい宇宙とオーロラのひかり

13:30～



「すみっこぐらし」がプラネタリウムに登場します！ある日、すみっこたちの元を訪ねてきたのは世界中を旅しているともだちのペンギン(本物)。ペンギン(本物)はすみっこたちに、色々な土地を旅した思い出を写真とともに語ってくれます。そのお話しから世界の不思議な土地や広い宇宙を感じるすみっこたち。みんなで星を眺めたり、色々な世界のすみっこを想像してみたり…？さらに、宇宙の広さを感じたしろくまは、自分の故郷のことを思い出すのですが…。さあ、みんなもすみっこたちと一緒に星空を巡る旅に出かけていきましょう。



浜岡原子力館
HPはこちら！▼



©2024 San-X Co, Ltd. All Rights Reserved.

北極 輝ける氷の王国

10:30～、15:00～



雪と氷に覆われた不思議な世界、北極。ホッキョクグマの氷上ダンスや、仲睦まじいタテゴトアザラシの親子、100トンもの巨大なホッキョククジラなど、大氷原の上と下に織りなされる生きものたちと大自然の真実の姿を捉えました。しかし、地球温暖化によってその姿が急速に変わりつつあります。環境を守るために私たちが出来ることとは何か。地球最北の地の今をいっしょに見つめてみましょう。

© BBC Studios Distribution Limited MMXXII

◇◇ ----- ご意見・ご感想はこちらまで ----- ◇◇

窓口



総括・広報グループ（平日9時～17時）
0120 - 165 - 492



原子力に関する情報は ホームページでもお知らせしています。

中部電力 原子力発電

